

# 第一次世界大戦と日本の経済外交

——イギリスの輸入禁止措置をめぐって——

森 川 正 則

はじめに

本稿は、第一次世界大戦中にイギリスが採った輸入禁止措置への対応に焦点を当て、この時期における日本の経済外交の過程を跡づけて考察するものである。

戦間期日本の経済外交については、一九二〇年代の国際協調外交の代名詞となっている「幣原外交」（幣原喜重郎外務大臣）の文脈で扱われてきた<sup>1</sup>。また、財界や国際金融家が果たした役割に注目し、一九二〇年代の日米関係における外交と経済の関連に光を当てた研究も行われている<sup>2</sup>。

研究蓄積という点では、世界大恐慌後の一九三〇年代を対象時期としたものが多い。この時期に日本では、輸出振興や通商問題の解決を目的とする対外政策・交渉を一括し

て、「経済外交」と呼ぶようになった<sup>3</sup>。当時、日本と諸外国、とくにイギリス帝国圏との間で激しい通商紛争が多く生じたからである。よって、政治外交史と経済史の両面から優れた研究が蓄積されてきた<sup>4</sup>。また近年では、日中戦争とアジア・太平洋戦争を視野に入れ、一九三〇年代日本における「アジア主義」的潮流のうねりを「帝国日本」内外の通商・経済ネットワークのあり様と関連づけて探求した研究も登場している<sup>5</sup>。

ところが、本稿が目を向ける第一次世界大戦期については研究が十分とは言えない。また、一九二〇年代日本の経済外交研究に関しては、大戦の長期化・総力戦化がもたらした自由貿易の揺らぎへの対応という視点が希薄である。研究蓄積が豊富な一九三〇年代の経済外交研究との接合を

図るといふ点では、大戦前まで自由貿易を先導したイギリスとの外交・通商関係に関する研究の深化も欠かせない。

したがって、第一次世界大戦期から一九二〇年代にかけての日本の経済外交研究については、依然として開拓余地が大きいと思われる。例えば、通商問題への対応という意味での経済外交の事例は、第一次大戦期の日本にもあった。

筆者は以前、この時期の日本外交について通商・経済との関連において考察すべく、イギリスが戦時経済統制の一環として講じた輸出入禁止措置への対応に着目した論考を発表している<sup>6</sup>。その中では、同盟国との戦時協力と通商利益擁護の間で日本外交が後者に傾斜する姿を浮かび上がらせた。また、本国政府（外務省・農商務省）と出先機関（駐英大使館）との間で生じた対立についても言及した。

しかし、対象時期としては一九二六年のみを扱っており、その後の展開については論じていなかった。イギリスによる貿易制限、とくに輸入禁止措置はその後も断続的に打ち出され、日本は通商交渉を繰り返していくのである。そこで本稿では、以前の論考で扱った内容の一部を再論した上で、その後の交渉過程も新たに跡づけることで、第一次大戦期日本の経済外交の一側面を照らし出して考察すること

にしたい。

## 一 輸入禁止緩和交渉の開始

—一九一六年—<sup>7</sup>

### (二) 自由貿易の揺らぎと大戦景気の日本

一九世紀から二〇世紀初頭までの世界においては、国境を越えたモノ（貿易）・カネ（金融）・ヒト（移民）の交流・移動が非常に活発であった。すなわち、国際経済史家のハロルド・ジェイムズ氏が言う「第一期のグローバリゼーション」が進んでいたのである。とくに自由な国際貿易は、国際金本位制を基盤として拡大していった。ところが、当時の自由貿易と経済グローバリゼーションを揺るがした出来事こそ、第一次世界大戦（一九一四年七月～一九一八年一月）に他ならない。

大戦勃発から間もない一九一四年（大正三）年八月、日本はその時の第二次大隈重信内閣の下、日英同盟にもとづき「連合国の一員」として参戦した。とはいえ、大戦中の日本はヨーロッパの戦争参加国と違い、過酷な総力戦を味わうことはなかった。日本が経験したのは、大戦景気と称されて

いる空前の経済成長であったことは周知の通りである。紡績業をはじめとする軽工業界の製品輸出の増進に沸くとともに、鉄鋼業や造船業などの重工業部門も大きな成長を遂げていく。<sup>9)</sup> その結果、大戦前まで日本が直面していた国際収支危機が一気に解消されるほどであった。元老の井上馨が大戦の勃発を指して、「大正新時代の天佑<sup>10)</sup>」と語り残していることは非常に有名である。

その一方で、大戦の長期化・総力戦化にもなつて、日本にとつて「天佑」とばかりは言い切れぬ事態も立ち現れてくる。それは、連合国側・同盟国側問わず、交戦各国が自由主義経済から戦時経済統制へと舵を切つていったことである。大戦前まで自由貿易を先導してきたイギリスも例外ではなかつた。

大戦の勃発以来、イギリスをはじめとする連合国は軍需品の輸送に供すべき船舶の不足に苦慮することになった。この状況に拍車をかけたのが、ドイツの潜水艦(Uボート)による通商破壊活動である。イギリスでは民間船舶の徴発をはじめ、船舶利用と海運に対する国家統制が拡大していく。一九一六年一月に創設された船舶統制委員会は統制の一環として、不要不急ではない物品の輸入制限を提言して

いた。

そこで、時のアスキス(Herbert Asquith)内閣は、一九一六年二月から三月にかけて、輸入禁止令を布告することになった。<sup>11)</sup> 輸入禁止対象は次第に拡大し、大戦景気と通商拡大に沸いていた日本にも影響を及ぼしていく。日本で最初に深刻な問題として受け止められたのは、三月三〇日布告の輸入禁止令であった。この時の禁止対象品目には、綿製品・毛織物・玩具・陶磁器・木材といった日本の重要輸出品が数多く含まれたからである。ただし、全面的な輸入禁止ではなく、一定の輸入特許条件が設けられていた。三月二四日時点で代金支払済か輸送中の商品に限り、輸入を特許するという条件である。しかし、この輸入特許条件が問題視された。当時の日英間の商取引では、契約時より数ヵ月後に代金を支払うのが一般的であった。それゆえ、代金支払が済んでいなくても、注文を受けて製造中もしくは製造が完了した製品が少なかつたのである。

農商務省は商工業者が受ける打撃の大きさを重視し、三月二四日時点での契約済商品についても輸入特許を得るべく、外務省に交渉を要請した。農商務省の交渉要請の背後には、民間商工業者や経済団体からの禁輸緩和要求があつ

た。上山満之進農商務次官は幣原喜重郎外務次官に宛てて、「我商工業者の苦痛一方ならず各方面の陳情請願絶えざるの状況<sup>12)</sup>」と伝えている。

そこで、石井菊次郎外務大臣も井上勝之助駐英大使に、契約済商品輸入特許を求めて交渉するように訓令を發した。井上は四月五日にグレイ (Edward Gray) 外務大臣と会谈する。グレイは、輸入禁止令の運用で日本のみを特別扱いすることはできないと述べた。何より、目的が軍需物資輸送の難問になっている船舶不足の調節にあると説明し、日本側の理解を求めた。対して井上は、日本品の多くを日本船で輸送していることに鑑みると、イギリス側がいう船舶調節に資する所があるのかと反論した。この点については、井上が一日に会谈したランシマン (Walter Lanchman) 商務大臣が、イギリス向け輸出品を積載・輸送していた日本船をイギリスが必要とする軍需品輸送に充てたいという意向を述べている。しかし、日本側には船舶提供の意思を乏しく、あくまで民間貿易上の利害を重視して契約済商品すべての輸入特許を求め続けた。つまり、三月の輸入禁止措置をめぐっては、イギリス側が船舶調節という戦争遂行上の必要を強調する一方、日本側は通商・経済

上の打撃を受けることに反発したのである。<sup>13)</sup>

日英双方の主張は折り合いにくいものであったが、両国はある方式で交渉妥結を図ることになる。それは、日本側が輸入特許を求めた契約済商品については一定の積み出し猶予期間を設けるという方式である。具体的には、禁止令発布日に契約済で一〇月一日までの六ヶ月間に日本から積み出されたもの限り、輸入が特許されることになった。

## (二) 綿製メリヤスの輸入禁止

その後、イギリス政府は一九一六年一〇月三日に新たな輸入禁止令を發している。やはり、商務省の特許を得たもの以外の商品輸入を禁止するとしていた。輸入が特許されるのは、一〇月三日時点で製造地を離れて同日以前に代金支払済の商品であった。

一〇月の輸入禁止令で新たに対象品目となったのが、綿製メリヤス(莫大小)である。この製品の輸入禁止措置をめぐる対応こそ、大戦終結後まで続く日本の対イギリス通商交渉の中心となっていく。そこで、まずは第一次世界大戦期までの日本の綿メリヤス業の展開について概観しておきたい。

綿メリヤスとは、肌着・靴下・手袋など伸縮性に富む製品である。明治以降の日本で綿メリヤス生産が活発になったのは、日清戦争（一八九四〔明治二七〕～九五年）の頃である。日本の紡績・織維業が日清戦争を経て発達を遂げていく中、綿メリヤス部門も同様であった。戦争時にシャツや靴下のほか、防寒用被服類など軍需生産に応じたことが発達の大きな踏み台となる。<sup>15</sup>

さらに、日露戦争（一九〇四～〇五年）を経て綿メリヤス業は一層盛んになって、製品の海外輸出も進んでいく。その進出先はアジア地域であった。経済史研究者の杉原薫氏がアジア地域内独自の貿易と工業化のダイナミクスを「アジア間貿易」として究明した際、その事例の一つとして日本製綿メリヤスの海外進出を取り上げている。日本製綿メリヤスは明治初めの頃から中国市場を中心に輸出されていたが、第一次世界大戦前にはインド市場にも大きく浸透していった。<sup>16</sup>

日本の綿メリヤスの海外進出をさらに促すことになったのが、第一次大戦であった。輸出先はアジアだけではなく、ヨーロッパにも広がっていく。対ヨーロッパ輸出のうち、とくにイギリス向けの増加が目覚しかった。大戦前ま

でイギリスの綿メリヤス業の競争相手であったドイツ製品に取って代わって、日本製品が流入したのである。対イギリス輸出額は、一九一六年になると総輸出額の三分の一近く占めるに至って、一九一五年と比べると倍以上の盛況ぶりであった。<sup>16</sup>

綿メリヤス業が全国的に盛んになる中、その中心は大阪をはじめとする関西地域であった。そもそも、明治以後の日本の工業化と経済発展を牽引したのは、大阪とその周辺地域における綿紡績業であった。大阪は日清戦争の頃から「東洋のマンチエスター」と呼ばれ、第一次大戦期には日本経済の中の存在感を一層高めていく。大戦景気の下、大阪港や近隣の神戸港からは綿織糸や織物、そして綿メリヤスなどの製品が海外に向けて多く輸出されていた。<sup>17</sup>

以上に述べた綿メリヤス業の発展と大戦景気下の盛況ぶりを念頭に置くなら、イギリス政府が一九一六年一〇月に採った輸入禁止措置に日本国内で不満の声があがったことは想像に難くない。実際、大阪莫大小同業組合や神戸貿易同業組合など、関西の業界団体がいち早く輸入解禁運動に動き出す。続いて、横浜輸出協会や東京莫大小同業組合など関東の団体のほか、東京・横浜・京都・大阪・神戸各市

## 綿製メリヤス（莫大小）の輸移出先・割合・額

1914（大正3）年		
輸移出先	輸移出割合(%)	輸移出額(円)
インド	52.0	4,486,044
香港	12.1	1,047,336
中国	8.9	772,654
フィリピン	7.0	607,738
蘭領インド	4.5	391,683
朝鮮	2.6	227,536
関東州	2.4	208,074
イギリス	2.4	207,989
英領海峡植民地	1.4	120,388
オーストラリア	1.3	111,515
喜望峰	1.3	110,458
エジプト	0.6	54,212
その他	3.3	288,998
合計		8,634,625

1916（大正5）年		
輸移出先	輸移出割合(%)	輸移出額(円)
イギリス	30.7	8,927,352
インド	21.3	6,196,677
オーストラリア	8.7	2,542,679
中国	8.6	2,505,344
喜望峰	5.0	1,462,873
蘭領インド	4.0	1,164,743
フィリピン	3.8	1,102,192
香港	2.3	667,649
英領海峡植民地	1.6	416,071
関東州	1.4	417,623
エジプト	0.9	273,581
朝鮮	0.9	252,665
その他	10.9	3,157,616
合計		29,087,065

1918（大正7）年		
輸移出先	輸移出割合(%)	輸移出額(円)
イギリス	25.5	4,907,675
インド	17.6	3,376,362
中国	11.0	2,105,502
フィリピン	9.1	1,758,516
喜望峰	6.0	1,157,913
オーストラリア	5.3	1,015,972
関東州	4.5	857,494
エジプト	3.2	613,186
蘭領インド	3.2	608,787
朝鮮	2.9	549,904
英領海峡植民地	2.5	471,609
香港	2.0	381,540
露領アジア	1.1	206,344
その他	6.3	1,210,476
合計		19,221,280

1920（大正9）年		
輸移出先	輸移出割合(%)	輸移出額(円)
インド	30.9	11,192,088
アフリカ	14.7	5,312,214
イギリス	11.0	3,975,279
フィリピン	8.8	3,179,950
中国	6.0	2,176,584
ラテンアメリカ	6.0	2,166,719
オーストラリア	5.6	2,013,402
蘭領インド	3.6	1,322,835
関東州	3.0	1,072,389
香港	2.0	728,346
アメリカ	1.8	641,142
英領海峡植民地	1.7	629,459
ニュージーランド	0.7	239,809
朝鮮	0.6	209,060
露領アジア	0.4	135,647
カナダ	0.3	120,264
その他	0.3	1,137,550
合計		36,252,737

注) 大日本紡績連合会『綿絲紡績事情参考書』  
第24次（大正3年下半期）・第28次（大正  
5年下半期）・第32次（大正7年下半期）・  
第36次（大正9年下半期）を参照して作成。

の商業会議所も輸入解禁を求めて政府の諸方面に働きかけていく。<sup>18)</sup>

この時、石井外相は農商務省の方針をうけて、契約済商品輸入特許ではなく、一律輸入特許を求めるように珍田捨己駐英大使に訓令した。一律輸入特許とは、禁止令公布前における契約の有無に関係なく、日本製綿メリヤスすべての輸入を求めるものであった。これは、事実上の全面解禁要求に等しい。石井外相は、「本邦当業者は俄然悲境に陥り此俟に放任せば倒産するもの数多あるべき形勢」にあるとし、業者の「倒産」に言及していた。また、第二次大隈内閣に代わって寺内正毅内閣が成立（一〇月九日）した当初、外相を兼任した寺内首相も、「関係者の窮状は今や極度に達しつゝあり」と珍田に伝えている。<sup>19)</sup>

珍田はグレイ外相とランシマン商務相と会談し、日本側の要求を伝えた。しかし、イギリス側にとって一律輸入特許とは「本禁令全体の瓦解を意味」するゆえ、日本側の要求には応じ得なかつた。ただし一方で、譲歩の姿勢も示している。輸入禁止令実施を明年一月一日まで延期し、二月三十一日までは無条件に輸入を認めるという措置である。

対して日本側では農商務省が、明年一月一日以後さらに

六ヶ月の製品積み出し猶予期間を認めさせるように外務省に交渉を要請した。本国政府からの指示をうけて、珍田駐英大使は一月二七日にランシマン商務相と会見する。しかしイギリス側は、日本側の要求に応じると前回三月の交渉妥結時に取り極めた積み出し猶予期間が長くなつてしまふと反発した。

三月の時と同じく、両国の交渉は容易にまとまる形勢ではなかつた。ところが二月二五日、イギリス政府は綿製メリヤス輸入禁止撤回を決めたことを日本政府に伝える。珍田駐英大使は、イギリス側では外務省が「日英関係の大局より強硬に交渉を続けたる為商務省も終に多大のリラクタンスを以て我を折り茲に今回の所決を見るに至りたる次第」と報告している。珍田によれば、「日英関係の大局」を重視した外務省が商務省に対して「意外の成功」を収めたとし、その理由として「関係主務省に新空気流入の結果に外ならざるべく謂わば今次の政変が偶然にも我方に仕合せしたる次第」という。「今次の政変」とは、ロイド・ジョージ (David Lloyd George) 内閣の発足を指す。つまり、珍田の観察によれば、イギリスにおける政権交代が日本にとって好都合に働いた結果であつた。

## 二 輸入禁止緩和交渉の展開

— 一九一七年 —

### (一) 綿製メリヤス輸入禁止問題の再燃

一九一六（大正五）年三月・一〇月の交渉過程で、イギリスのランシマン商務相は、日本側には戦時経済統制の推進者に映ったであろう。しかし、彼はアスキス連立内閣の自由党閣僚の一人で、自由貿易論者であった。<sup>(22)</sup>一方、軍需相であったロイド・ジョージの目にはむしろ、船舶統制・輸入禁止政策におけるランシマンの措置は「優柔不断と臆病さ」<sup>(23)</sup>がつきまといたいくらいであった。アスキス内閣の戦争指導に不満を持っていたロイド・ジョージの戦時内閣こそ、戦争遂行上の要請を優先させ、戦時経済統制を強化していく。<sup>(24)</sup>

一九一七年二月二三日、イギリス政府は再び輸入禁止令を発した。その契機となったのは、同月から始まったドイツによる無制限潜水艦作戦である。同じ日、ロイド・ジョージ首相はイギリス議会で演説で、船舶撃沈の凄まじさに言及し、船舶損耗への対応が目下の急務であると述べた。<sup>(25)</sup>その対応策の一つはやはり、輸入禁止措置であった。

イギリスとしては、軍需品輸送にあたる船舶確保のために不要不急の貨物の輸入禁止措置を強化せざるを得なくなつたのである。

再度の輸入禁止令をうけて、再び対象品目に含まれたのが、綿製メリヤスや綿レースなどであった。禁止令公布の前にして、山崎馨一ロンドン総領事は本野一郎外相に、「今度の禁止は英国に取り誠に已むを得ざる義と思考せらるるに付我当業者をして此事態を充分に了解し且相当警戒せしむ様」<sup>(26)</sup>にと伝えている。

しかし、日本国内の経済界、とりわけ関西の経済団体からは異議・反発の声が沸き上がる。ここでは一例として、関西商業会議所連合経済調査会（会長は浜岡光哲京都商業会議所会頭）が本野外相に宛てた「英国の綿莫大小の製品再度輸入禁止に対する申請書」<sup>(27)</sup>を取り上げて内容を見ておこう。

申請書の要点は次の三点である。第一に、不必要品の輸入制限といつても、日本の綿メリヤス製品はイギリスの一般庶民の生活必需品として供されている。第二に、日本のメリヤス業者の多くはイギリス向けに事業を拡張しており、他国向け生産への転用が難しい。そして第三に、ヨ一

ロッパ向け航路輸送に従事する日本商船が重量品のみを積載せざるを得なくなると、海運業上大きな不利益をうけてしまう。その結果、船舶は他の航路に向かい、かえってヨーロッパ航路に従事するものは減少しかねないというのである。つまり、イギリスの輸入禁止措置は、船舶確保の目的には資さないというのである。

一方、政府内では農商務省が外務省に対して、日本の重要輸出品目ではできる限り輸入禁止令の対象品目から除外させるよう求めた。そこで次の二段構えの方針で交渉することになった。まず、契約済品については輸入禁止令の対象から完全に除外させる方向で交渉する。もし、それが難しいのであれば、六ヶ月以内に日本から積み出した契約済品の輸入だけは認めさせる。つまり、前年の例にならつて解決をしようというものである。本野一郎外相は、農商務省が示した方針に沿ってイギリス政府と交渉するように珍田駐英大使に訓令を發した。<sup>(28)</sup>

こうして日本は再び、イギリスの輸入禁止措置をめぐって外交交渉を行うことになった。この時、イギリスの輸入禁止措置に対しては、同じ連合国側であったフランスやイタリアからも不満の声があがっていた。フランスの場合、

重要輸出品目であった絹製品や婦人服・婦人帽などが輸入禁止の対象になったことに反発していた。<sup>(29)</sup>日本としては、フランスなど他国の動向も横目に見ながら、イギリスとの交渉に臨むことになった。

## (二) 日本の方針転換

しかし、日本側の要求に対してイギリス側は応じようとせず、交渉は難航する。禁止令公布から約一ヶ月が経った三月一六日、珍田駐英大使はバルフォア (Arthur James Balfour) 外相らと「長時間の会談を遂げたるも未だ要領を得るに至らず」とし、「先方の同意を得るの見込立兼たる」と本野外相に打電した。さらに、珍田は交渉方針の変更についても意見具申をしている。すなわち、「主要貿易品に付個々に妥協を遂ぐる方得策と認めらる又右妥協率如何に依りては契約済品に限れる要請に比し却て有利なる結果を得へしと思考す」というものである。<sup>(30)</sup>

珍田が打電した意見内容とは、フランスが採っていた交渉方針であった。それは、品目ごとに基準年を設定し、同年の輸入額の一定割合まで輸入特許を認めさせるものである。フランスの場合、絹製品については一九一三年の輸入

額の五割特許をイギリスに認めさせようとしていた。そこで、珍田は本国に対して、輸入特許の割合と基準年を検討してほしいと要請した。その際、「我方の対英貿易は大体に於て戦後の発展に係たる品物多かるべきと同時に物に依りては戦前の輸入高を基礎とする方有利なる場合もあるべく其辺は各品に付研究を要すべし」と申し添えた。

珍田の意見具申をうけて、農商務省で検討した結果、綿製メリヤスなどの品目の輸入特許割合と算定基準年について「第一案（最大限）・第二案（最小限）」という方針を策定している。「第一案」は一九一六年の輸入額の五割特許、「第二案」は一九一三年の輸入額の五割特許を認めさせるという内容である。日本としては当然、輸出が急増した大戦後の一九一六年を基準年とする方が通商利益の擁護という点では有利となる。ただし、いずれの案でも共通していることは、契約済品については全部特許を求めるとしている点であった。

上山農商務次官は幣原外務次官を通じて、珍田駐英大使に新たな交渉方針で決着を目指すように求めた。しかし珍田は、「各主要品に付従前の輸入額の五割迄特許の外尚契約済品に対し特典要請の議は何分貫徹の見込立ち難し」と

難色を示した。第一案であれ第二案であれ、契約済品を別扱いとして全部特許を求めるのは、珍田の目には酷な要求と映ったのである。一方、外務省を通じて珍田の異議に接した農商務省側では、「既契約を尊重し主義としては全部之が解禁を主張致度」として、契約済品は別扱いとする姿勢を崩そうとしない。その背後には、国内産業界からの強い圧力があつたと考えられる。

前年の交渉時と同じく、珍田は本国の方針に難色を示しながらも、イギリス政府との交渉に臨む。珍田が四月二日にバルフォア外相に提示した覚書では、綿製メリヤスについては特に重要視しているゆえ、「是非とも特別な詮議を要望」するとしていた。また、五月一日に商務省も訪れ、本国の方針に沿って「禁輸令の日付以前に現に代価支払済又は輸送中のものは妥協率〔基準年にもとづく輸入特許割合―筆者注〕以外に置かるべきは当然」と主張している。対してイギリス商務省側は、「契約済品を妥協率以外に置くことは絶対に同意するを得ず」と述べたという。イギリス政府は、綿メリヤス製品と契約済品の扱いの二点については譲歩の意を示そうとしなかったのである。

珍田は本野外相に宛てて、「莫大小問題に対する商務省

の態度は〔中略〕最も強硬なり<sup>37)</sup>と伝えた。日英両国の主張がまったく折り合わない中、幣原外務次官も上山農商務次官に、「交渉の経過に徴するときは此上本件折衝を重ねるも徒らに時日を遷延せしむるのみにて到底一層有利なる結果を得べき見込も無之<sup>38)</sup>」と伝えている。

ところが五月末になって、膠着していた日英間の通商交渉は妥結へと向かう。それは、英仏間で行われていたフランス製綿製手袋の輸入量交渉において、一九一六年輸入額の五割特許で合意が成立したことによる。英仏間での交渉成立をうけて、日本も綿製メリヤス製品について一九一六年輸入額の五割特許で交渉をまとめることにした。言い換えれば、日本側が契約済品の別扱いの要求を取り下げて交渉妥結をはかったのである。<sup>39)</sup>

### 三 保護主義の潮流への警戒

— 一九一九年 —

#### (一) 大戦後のイギリスの方針

一九一八(大正七)年十一月、第一次世界大戦は勃発から約四年目にして休戦・終結するに至った。大戦後の世界

は、戦後処理と国際秩序の再建へと動き出す。日本では同年夏に起こった米騒動で倒れた寺内正毅内閣に代わり、原敬内閣が九月に成立していた。

大戦後の国際秩序の再建というとき、総力戦の衝撃による自由貿易の揺らぎにどう対処するかという点も大きな課題であった。アメリカのウィルソン(Woodrow Wilson)大統領が戦後国際秩序の基本構想として発表した「十四条提案」(一九一八年一月)には、「経済的障壁の除去」も含まれていたことは周知の通りである。

本稿で論じてきた通り、総力戦の経験を味わうことがなかった日本は、大戦景気の下で通商拡大の機会を手にした。その一方で、自由貿易を先導してきたイギリスの輸入禁止措置に直面し、日本は通商利益の擁護を図るべく、一九一六年と翌年の二度にわたって外交交渉を重ねた。

しかし、大戦が終わったのであれば、イギリスの輸入禁止措置も近く解除されるのではないか。こうした期待が日本国内で高まっていく。一九一九年一月、日本輸出莫大小同業組合連合会は、原敬首相と内田康哉外相に陳情書を送っている。大戦中の船舶不足への対応という理由がなくなった以上、イギリスが輸入禁止を早期に全面解除するこ

とを期待し、政府にも働きかけを求める内容であった。<sup>10)</sup>

他方、イギリスの通商政策の行方については、不安交じりの見立てもあった。例えば、一九一九年二月一九日付の『神戸又新日報』は「英国の莫大小業」と題して、次のように論じている。イギリスの綿メリヤス業は大戦前にドイツ製品との競争にさらされ、大戦中は日本やアメリカからの製品流入に直面した。大戦後も政府の何らかの保護をうけない限り、イギリスの綿メリヤス産業に発展の望みは乏しい。それゆえ、綿メリヤス産業の中心地であるノッティンガムやレスターの商業会議所は、外国製品への関税賦課を決議したというのである。

『神戸又新日報』がこのような記事を掲載して間もなく、イギリス政府は輸入禁止措置に関して新たな方針を打ち出す。商務省が中心となって大戦後における通商政策の検討に乗り出すとともに、一九一六年輸入総額の五割特許については二月二三日以後は一旦打ち切ることを発表したのがある。

この新方針が知れ渡るや、日本国内で反発の声が巻き起こったことは言うまでもない。イギリス政府が輸入禁止の全面解除を表明したわけではないので、日本の関係業界団

体は輸入全面停止の危惧を抱いたのである。日本輸出莫大小同業組合連合会は内田外相宛の陳情書で、イギリスの新方針を「実に意外千万」とし、「我政府に何等の交渉もなく突然之を行ふは余り我邦を軽侮したるもの無之候哉<sup>11)</sup>」と怒りをあらわにした。実際、山崎馨一ロンドン総領事が四月初めに外務省に送った報告によると、イギリス政府では綿メリヤス製品の輸入特許を一切与えていないとのことであった。また、イギリス政府内に新設された輸入制限評議会で検討した上で、九月一日までに何らかの方針を決定することになったという。<sup>12)</sup>

しかし、国内産業界の反発が増す中、日本政府としても九月一日まで静観しているわけにもいかなかった。内田外相は駐英大使館に対して、まずはイギリスの新方針の狙いを確かめるように指示した。<sup>13)</sup> その指示に先立つ形で、ロンドンからの報告が外務省に届いている。その報告によると、労賃の安い日本製品の輸入増加で職工の失業を招きかねないとの声がイギリス国内で高まっていた。すなわち、「国内産業保護の色彩愈々濃厚」となっており、イギリス政府が新方針を打ち出すことになったと観察している。加えて、「輸入制限撤廃に代ふるに課税を行ふことなきやも計

り難し<sup>44</sup>」とも伝えている。

イギリス政府における通商政策の再検討の動向については、ロンドンに駐在していた森賢吾財務官も大蔵省を通じて外務省に情報を送っている。森が高橋是清蔵相に宛てた電報の内容は、商務省の政策担当者が現時点での輸入制限解除は不可能という見解をイギリス議会で述べたというものであった<sup>45</sup>。

こうして、大戦後のイギリスで保護主義的な潮流が生じる一方、日本では輸入禁止措置が続くことへの反発が一層募っていく。この状況について、農商務省の犬塚勝太郎次官は幣原外務次官に次のように伝え、イギリス政府との交渉を求めた。現時点では「全輸入禁止の状態にあるをもって本邦当業者の間に一大恐慌を来たし陳情あるいは請願し来る者少なくない状況」にある。それゆえ、「本邦の立場としては本品〔綿メリヤス製品―筆者注〕に対し無制限に輸入を特許せらるることは切に希望する」としつつ、「従来の特許率より低減せられざる程度に於て至急決定せらるる様英国政府に対し交渉方可然御取計相成度<sup>46</sup>」という。少なくとも一九一六年輸入総額の五割特許の水準でのイギリス向け輸出を確保したいとのことであった。

## (二) 交渉の停滞と反発のうねり

農商務省の意向をうけて、外務省は輸入禁止措置の撤廃または緩和を求めべく、イギリス政府との交渉に臨む。一九一六・一七年に続いて三度目である。しかし、一九一六年からの輸入禁止緩和交渉に携わって経緯を熟知していた珍田駐英大使は、ロンドンを離れていた。一九一九年一月に始まったパリ講和会議の日本政府全権委員の一人として、フランスに渡っていたからである。代わりに、臨時代理大使として交渉に臨んだのは、駐英大使館参事官の永井松三であった。一方のイギリス側も事情は同じで、交渉相手となるべきバルフォア外相もパリに渡って不在であった。

そのため、永井は五月五日に内田外相に宛てて、「外務省との交渉埒明かず」とし、やはり珍田大使とバルフォア外相との間で交渉するほかないと報告している。永井が手をこまねいている様子が窺える。それでも永井は、商務省との間で打開の道を探れないかと考えて、駐英大使館の吉田伊三郎一等書記官に接触させた。その時、次のようなやりとりが交わされている<sup>47</sup>。

(吉田)

商務省も大局を顧みず其儘之れ(一九一七年交渉時の輸入特許措置の打ち切り―筆者注)を採用せらるる如きは両国関係上憂うべし。

(輸入制限部長)

右よく了解せり。今回の禁輸は「一時的措置」にして九月以後は全部解禁ならんと思う。

(吉田)

一時云々は外務省にて屢々聞けり。緩和どころか禁止となり其の注意を喚起せば時に応じたる理由をもつて答弁あり。九月以後の解禁の保障を得可きか。

(輸入制限部長)

それは困難なり。

(吉田)

然らば九月以後のことすら当てにならざる状態にて且つ勝手に取極めを改廃し何ら善後策の講ぜられずば我

が政府も国民に説明し得ず。当業者も計画の立様なし。若し到底取極の通りに続け難しとならば、新たに我に改正の提案ありて然るべしと思う。

以上のやりとりから分かる通り、イギリス商務省との間でも埒が明かず、日本にとつて満足のいく回答を得ることはできなかつた。一方、パリにいる珍田駐英大使は駐仏大使館から本国に打電し、バルフォア外相に会見を申し入れたものの多忙で、五月三十一日ようやく話をする事ができたという。しかし、「当地にては何とも処理し難き事情を述べ何分要領を得ず<sup>(48)</sup>」とのことであつた。

こうして、交渉は停滞し、事態打開の目途がまったく立たない状況に陥つてしまう。そこで内田外相は六月二日、永井に次のように伝えた。「講和会議の終了又は九月一日の期限迄之が解決を待つを得ざる状態」にあるゆえ、「従前の協定通の割合を保持すること到底不可能なる事情あるに於ては其以下の割合にても致方なきに付相当程度にて妥結<sup>(49)</sup>」したい。つまり、一九一六年輸入総額の五割特許以下の輸入量でも構わないというのである。イギリス向け輸出がほぼ全面停止になるという事態が続く中、日本政府の

焦燥が見てとることができる。というのも、五月から六月にかけて国内ではイギリスに対する輸入解禁運動が盛り上がっていた。その中心はやはり、大阪・神戸など関西地域であった。

五月一日付の『大阪朝日新聞』には、「対英莫大小解禁期成同盟会」の結成が報じられている。日本輸出莫大小同業組合連合会をはじめ、関係団体・企業の代表者約一五〇人で協議した結果、イギリスに対する輸入解禁運動に団結して取り組むことにしたのである。また、同月一四日付の『大阪毎日新聞』では次のように報じている。「当業者は困憊」して「識者は大に憂慮」しているにもかかわらず、「政府当局の英国政府に対する之れが解除の交渉は甚だ緩慢にして民間の声援なくば到底目的を達し得ざるが如き形勢」である。それゆえ、「莫大小生産者の集合地」である大阪市を拠点にして、東京・名古屋・神戸など全国の関係業者が同盟会を結成することになったという。

加えて、「識者は大に憂慮」の一例として、経済学者の戸田海市（京都帝国大学経済学部教授）が『大阪朝日新聞』に連載で寄せた論説を取り上げてみた<sup>50</sup>。

戸田が言うには、イギリスが大戦終結後も輸入禁止措置

を継続していることは「甚しき保護思想の発現」であった。しかも、産業保護政策としての輸入禁止措置は、関税措置と比べても「最も劣悪な制度であつて自他を害するの弊甚しい」という。戸田によれば、関税措置の場合は禁止税的に過大でない限り、外国品にとって競争の余地が残されている。一方、輸入禁止措置では「外国品の競争を消滅せしめ」てしまう。その結果、自由貿易の下で発展の見込みに乏しい「不適當な事業」が生じやすく、自国にとつても弊害が大きいというのである。

戸田は、イギリスが自国の綿メリヤス産業に保護策を採ること自体を非難しないとしつつ、「輸入禁止の如き乱暴な制度の代りに合理的な輸入税制度を採り以て我国に無益の苦痛を加へざることを希望する」と主張する。さらに、イギリス製の高級品と違い、日本製綿メリヤスが「下層民」に消費されていることに鑑み、「下等の廉価品は之を自由貿易に委することを得策とする」と論じた。戸田の所論は、自由貿易の下での国際分業と棲み分けは可能であるとするものであった。

戸田がこのような論陣を張っている最中の六月一六日、対英莫大小解禁期成同盟会の大会が大阪市の中之島公会堂

で開かれている。全国から約四〇〇〇名が出席し、大阪朝日新聞社の高原操や大阪毎日新聞社の相島勘次郎も演壇に立った。そして大会では次の決議文を採択している。<sup>51</sup>

英国は先に船腹調節を標榜して我莫大小の輸入を禁止し其の理由消滅せる今日産業保護に藉口し且本年二月の声明に反し更に製品全部を禁輸せり為めに幾多の工場は倒産に瀕し数万の職工は業を失はんとす。吾人は単に莫大小界のためのみならず我重要輸出品ため総ゆる手段を以て斯る禁令の撤廃を期す。

同日付の『大阪朝日新聞』は対英莫大小解禁期成同盟会の大会について、「三十万の失職者を出すか出さぬか」という見出しの下、次のように書き記す。大阪では綿メリヤス部門の大半は家内工業で、従業者数は三〇万を下らないという。イギリスが輸入禁止措置を解かなければ、家内工業の壊滅的打撃と多くの失業者の発生で「重大なる社会問題」になるとセンセーショナルに報じた。

三日後の一九日には、全国商業会議所連合会（会長は藤山雷太東京商業会議所会頭）も「英国莫大小輸入禁止解除

に関する決議<sup>52</sup>」を内田外相に送っている。この決議は、一九一六年輸入総額の五割特許の復活を求める内容となっている。輸入禁止そのものの撤廃を掲げた対英莫大小解禁期成同盟会の決議と比べれば穏和である。とはいえ、イギリスの輸入禁止措置への反対運動は大阪を中心として、全国的な広がりを見せていたのである。

こうした状況にあつて、幣原外務次官は七月二一日に犬塚農商務次官に宛てて、日本の「社会上及内政上の事情」を詳しくイギリス側に説明し、特別の考慮を払わせる必要があると伝えている。<sup>53</sup>「社会上及内政上の事情」とは、輸入解禁運動の広がりを指すと見てよいだろう。しかも『大阪朝日新聞』が記した「重大なる社会問題」という点で関連して想起されるのは、前年夏に発生・拡大した米騒動である。その衝撃がまだ生々しい中で運動が広まっていただけに、政府としても神経を尖らせたと考えられる。

国内の関係業界団体の猛烈な解禁運動が続いて、政府も焦燥を募らせる中、日本にとつて光明が見えてきたのは八月のことであった。一八日にロイド・ジョージ首相はイギリス議会での演説で、現行の輸入禁止措置については九月一日をもって終了させると述べた。<sup>54</sup> 輸入禁止解除の情報

は、二六日にイギリス人商人から神戸市の日本国産株式会社への入電によってもたらされた。これをうけて、日本輸出莫大小同業組合連合会からの事実確認の照会に対して、外務省通商局も相違ないとの返電を發した。<sup>(55)</sup>

こうして、大戦中の一九一六年から断続的に続いたイギリスの輸入禁止措置は、ようやく解かれる運びとなったのである。しかし、日本にとっては必ずしも手放しで喜ばない別の動きも生じていた。イギリス政府は従来の輸入禁止措置に代わって、国内産業保護を趣旨とする法案を議會に提出する準備もしていたからである。それゆえ、外務省によれば「未だ安心するを得ず」<sup>(56)</sup>とのことであつた。

## おわりに

以上、本稿ではイギリスの輸入禁止措置をめぐる通商交渉を事例として、第一次世界大戦期日本の経済外交の展開を跡づけてきた。

日本が輸入禁止対象品目の中で特に重視したのは、綿製メリヤスであつた。これは、戦前期日本の主力輸出品であつた綿製品の一つである。日本の綿メリヤス部門は第一次世

界大戦期に急成長し、インドをはじめとするイギリス帝國圏内のアジア地域のほか、イギリス本国にも販路を拡張していった。

イギリスが戦時経済統制の一環として發した輸入禁止令の対象に綿メリヤスを含めたのは、一九一六年一〇月であつた。一九一六年末にかけての交渉を一度目として、翌年そして一九一九年の三度にわたり、日本は綿メリヤス輸入禁止措置の緩和・撤廃を求めてイギリスとの交渉を繰り返した。いずれの交渉過程においても、日本国内では関係業界団体・業者の不満と輸入禁止緩和の声が巻き起こつた。その中心は、戦前日本の工業化と経済成長をリードしていた大阪をはじめとする関西地域であつた。

とくに、一九一九年の交渉時における関係業界団体・業者の反発は大きかつた。大戦が終結したにもかかわらず、イギリス政府は輸入禁止を解除せず、逆に強化するような方針を打ち出したからである。それゆえ、自由貿易主義を採つてきたイギリスの保護主義化への疑念と警戒も強まることになつた。

しかし、日本がイギリスとの間で三度目の交渉に臨んでいたのは、パリ講和会議の最中であつた。一九一六・一七

年の交渉経緯を熟知する日本の珍田捨己駐英大使もイギリスのバルフォア外相もロンドンを離れていたこともあり、交渉はまったくの停滞状況に陥ってしまう。一方、日本国内では大阪を拠点として結成された対英莫大小解禁期同盟会が五月から六月にかけて解禁運動を行い、『大阪朝日新聞』などの新聞メディアもセンセーショナルに報じた。

ここで改めて目を向けたいのは、経済学者の戸田海市が『大阪朝日新聞』に寄せた論説の内容である。彼は、パリ講和会議で創設が討議された国際連盟（翌年一月に発足）と関連づけて、次のように論じていた。

英国の実業界や労働者間には従来の自由貿易思想が全く勢力を失ふたのではないが、一方の保護論が非常に優勢となつて政府の施政も多く之に左右せらるゝ、有様である。国際連盟の世界の平和を維持するが為めには、何よりも先ず各国の貿易政策に於ける排外保護主義に對して警戒を加ふることを必要とするに係はず、〔中略〕貿易政策上の協調を促すに就ても同様に周到の用意を必要とすべきに係はず、連盟規約の中には此等の点に就て何等注意を払つて居ない。<sup>57)</sup>

戸田はイギリスの保護貿易主義への警戒とあわせて、国際連盟が自由な国際通商という面で果たすべき役割にも不安を寄せたのである。自由貿易をめぐる戦間期の国際政治経済の行方と結末を想起するなら、戸田の見通しには目を引くものがある。そして本稿で論じた内容とは、世界恐慌後の一九三〇年代に綿製品をめぐる猛烈な火花を散らす日英通商紛争の先駆けの事象と捉えることもできよう。

ただし、第一次世界大戦後の一九二〇年代は、総力戦の衝撃で揺らいだ自由主義経済・自由貿易の再興が模索されることにも留意しなければならない。大戦前までの自由貿易の基盤であった国際金本位制の再建が進み、イギリスも一九二五年に復帰を果たす。また、戸田が不安を寄せた国際連盟においては輸出入禁止撤廃会議も開かれ、「通商の自由化」が追求されていく。

本稿で跡づけた第一次世界大戦期の対イギリス経済外交の経験は、日本にとって「自由貿易」「自由通商主義」の意義を問い直す契機になったと考えられる。とすれば、自由貿易の揺らぎと再興という二つの潮流が交錯する一九二〇年代の国際関係の中にあつて、日本の経済外交はどのような展開を辿るのか。この点については、さらなる検討を

要する。本稿が論じた内容を踏まえて、自由貿易をめぐる一九二〇年代の日英経済外交については今後の課題としたい。

## 注

- (1) 佐古丞『未完の経済外交 幣原国際協調路線の挫折』(PHP 研究所、二〇〇二年)、同『大正期経済外交の視点―国家像の再構築―関静雄編』(大正)再考―希望と不安の時代―(ミネルヴァ書房、二〇〇七年)第三章、服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本外交と民主主義』(有斐閣、二〇〇六年)第二章を参照。
- (2) 木村昌人『財界ネットワークと日米外交』(山川出版社、一九九七年)、三谷太一郎『ウォールストリートと極東政治における国際金融資本』(東京大学出版会、二〇〇九年)を参照。
- (3) 石井修『一九三〇年代前半における日本の輸出攻勢と『経済外交』』『レヴァイアサン』第一一号(一九九二年一〇月)七頁参照。
- (4) 右の石井論文の他に次の諸研究を参照。石井修『世界恐慌と日本の『経済外交』―一九三〇―一九三六年―』(勁草書房、一九九六年)、籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』(名古屋大学出版会、二〇〇〇年)、木畑洋一ほか編『日英交流史一六〇〇―二〇〇〇 2 政治・外交Ⅱ』(東京大学出版会、二〇〇〇年)第四章「英日関係における経済外交―一九三
- 一―一九四一年」(ジョン・シャーキー執筆)、アントニー・ベスト「経済的宥和策か、経済的ナショナリズムか―一九三―三八年における、イギリス帝国、日本、そして『アジア間貿易』の興隆についての政治史的解釈」、『人文学報』第八五巻(京都大学人文科学研究所、二〇〇一年六月)、石田憲編『膨張する帝国 拡散する帝国』(東京大学出版会、二〇〇七年)第二章「帝国経済の対立と宥和―日印会商をめぐる日英印の三国関係―」(籠谷直人・木谷名都子執筆)。
- (5) 松浦正孝『大東亜戦争』はなぜ起きたのか 汎アジア主義の政治経済史』(名古屋大学出版会、二〇一〇年)第二部の各章参照。
- (6) 拙稿『一九一六年のイギリス輸出入禁止政策と日本外交―戦時経済協力と通商・産業利益擁護の狭間で―』『阪大法学』第五五巻第三・四号(二〇〇五年一月)。
- (7) ここでの論述の多くは、右に挙げた拙稿に拠っている。
- (8) ハロルド・ジェイムズ/高遠裕子訳『グローバリゼーションの終焉―大恐慌からの教訓』(日本経済新聞社、二〇〇二年)一・一九頁参照。また、田所昌幸『国際政治経済学』(名古屋大学出版会、二〇〇八年)二五四頁も参照。
- (9) 第一次大戦期日本の通商・経済の概観については、外務省監修『通商条約と通商政策の変遷』(世界経済調査会、一九五一年)一七七―二〇五頁、岡崎哲二『工業化の軌跡 経済大國前史』(読売新聞社、一九九七年)七一―八三頁、石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史』三(東京大学出版会、

- 二〇〇二年) 四〇九頁などを参照。また、大戦期における海運・造船・鉄鋼業の連鎖成長については、岡崎哲二『日本の工業化と鉄鋼産業』(東京大学出版会、一九九三年)二〇〇三頁参照。
- (10) 井上馨侯傳記編纂会編『世外井上侯傳』第五卷(原書房、一九六八年)。
- (11) 一九一六年になって二月十五日、三月一日、三月二日、三月三日に輸入禁止令が布告されている(一九一六年五月一日付山崎在ロンドン総領事代理より石井外相宛「綿製品陶磁器玩具等英国輸入禁止ノ件」参照、外務省外交史料館所蔵外務省記録 3.4.2.50.26「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ボス影響報告雑件 英国輸入禁制品ニ関スル件」三所収)。
- (12) 一九一六年四月一七日付上山農商務次官より幣原外務次官宛、前掲「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ボス影響報告雑件 英国輸入禁制品ニ関スル件」一所収(以下、「雑件一」と略記)。なお、本稿では史料引用に際して、カタナカをひらがなに直すとともに、旧字体を新字体に改め、句読点や濁点を適宜付している。
- (13) 一九一六年四月六日付井上駐英大使より石井外相宛電報および一九一六年四月一二日付井上駐英大使より石井外相宛電報参照、「雑件一」所収。
- (14) メリヤス日本社編輯『日本莫大小工業史』(日本メリヤス社、一九四四年) 三七三頁参照。
- (15) 杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』(ミネルヴァ書房、一九九六年) 第七章参照。
- (16) 『中外商業新報』一九一六年五月二四日・八月一日・一月一日付参照。
- (17) 阿部武司『近代大阪経済史』(大阪大学出版会、二〇〇六年) 一〇一〜一〇二頁および新修神戸市史編集委員会編『神戸市史 産業経済編Ⅲ 第三次産業』(神戸市、二〇〇三年) 二五二〜二五三頁参照。
- (18) 前掲拙稿、四七四〜四七五頁参照。
- (19) 一九一六年一〇月九日付石井外相より珍田駐英大使宛電報および一九一六年一〇月二七日付寺内外相より珍田駐英大使宛電報、外務省記録 3.4.2.50.26「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ボス影響報告雑件 英国輸入禁制品ニ関スル件」三所収(以下、「雑件三」と略記)。
- (20) 一九一六年一二月一日付珍田駐英大使より石井外相宛電報、「雑件三」所収。
- (21) 一九一七年一月二日付珍田駐英大使より本野外相宛電報、「雑件三」所収。
- (22) A. J. P. テイラー／都築忠七訳『イギリス現代史』I(みすず書房、一九六六年) 六一頁、秋富創「第一次大戦期の連合国・帝国会議とイギリスの通商政策構想」『社会経済史学』第六九巻第一号(二〇〇三年五月) 七四頁参照。
- (23) デイビッド・ロイドジョージ／内山賢次ほか訳『世界大戦回顧録』第四巻(改造社、一九四〇年) 一五二頁。
- (24) ピーター・クラーク／西沢保ほか訳『イギリス現代史』一

九〇〇―二〇〇〇』(名古屋大学出版会、二〇〇四年) 八二頁参照。

- (25) 一九一七年二月二六日付珍田駐英大使より本野外相宛第八〇号電報参照、外務省記録 3.4.2 50-26 「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ボス影響報告雜件」四「B 輸入制限勅令發布及制限緩和交渉関係」所収(以下、「雜件四B」と略記)。
- (26) 一九一七年二月一三日付山崎在ロンドン総領事より本野外相宛電報、外務省記録 3.4.2 50-26 「欧州戦争ノ経済貿易ニ及ボス影響報告雜件」四「A 二月二十日勅令發布以前ノ交渉関係」所収(以下、「雜件四A」と略記)。
- (27) 一九一七年二月二八日付関西商業會議所連合經濟調査会浜岡光哲より本野外相宛「英國ノ綿莫大小ノ製品再度輸入禁止ニ対スル申請書」、「雜件三」所収。
- (28) 一九一七年二月二八日付本野外相より珍田駐英大使宛電報、「雜件四B」所収。
- (29) 一九一七年二月二三日付珍田駐英大使より本野外相宛電報、「雜件四A」所収。
- (30) 一九一七年三月一九日付珍田駐英大使より本野外相宛電報、「雜件四B」所収。
- (31) 一九一七年三月二二日付上山農商務次官より幣原外務次官宛商第三八〇六号、「雜件四A」所収。
- (32) 一九一七年三月三〇日付珍田駐英大使より本野外相宛電報、「雜件四A」所収。
- (33) 一九一七年三月三〇日付上山農商務次官より幣原外務次官

宛「英國ノ輸入禁止ニ対スル交渉ノ件」、「雜件四A」所収。

- (34) 前掲拙稿、四七七・四七八頁参照。
- (35) 一九一七年五月五日付珍田駐英大使より本野外相宛電報、外務省記録 3.4.2 50-26-2 「英國輸入禁制品「仮綴一」所収(以下、「仮綴一」と略記)。
- (36) 一九一七年五月六日付珍田駐英大使より本野外相宛電報、「仮綴一」所収。
- (37) 一九一七年五月四日付珍田駐英大使より本野外相宛電報、「仮綴一」所収。
- (38) 一九一七年五月八日付幣原外務次官より上山農商務次官宛通機密送第一〇二号「英國輸入禁止ニ関スル交渉ノ件」、「仮綴一」所収。
- (39) 一九一七年五月二二日付珍田駐英大使より本野外相宛電報、「仮綴一」所収。
- (40) 一九一九年一月六日付日本輸出莫大小同業組合連合会組長外海鏡次郎より原首相・内田外相宛陳情書、外務省記録 3.4.2 50-26-4 「自大正八年一月 英國輸入禁制品(莫大小問題)」所収(以下、「莫大小問題」と略記)。
- (41) 一九一九年三月二八日付日本輸出莫大小同業組合連合会組長外海鏡次郎より内田外相宛「英國ノメリヤス禁輸ニ付陳情」、「莫大小問題」所収。
- (42) 一九一八年四月二日付山崎在ロンドン総領事より内田外相宛電報参照、外務省記録 3.4.2 50-26-2 「英國輸入禁制品「仮綴五」所収(以下、「仮綴五」と略記)。

- (43) 一九一八年四月二一日付内田外相より永井臨時代理大使宛電報参照、「仮綴五」所収。
- (44) 一九一八年四月二〇日付矢田在ロンドン総領事より内田外相宛電報、「仮綴五」所収。
- (45) 一九一九年三月一九日付神野勝之助大蔵次官より幣原外務次官宛財通第五六号「英国政府ノ輸出入政策ニ関スル件」参照、外務省記録34250-26-2「英国禁制品仮綴四」所収（以下、「仮綴四」と略記）。
- (46) 一九一九年三月二九日付犬塚農商務次官より幣原外務次官宛商第三三三二号、「仮綴四」所収。
- (47) 一九一九年五月五日付永井臨時代理大使より内田外相宛電報、「仮綴四」所収。
- (48) 一九一九年六月四日付松井駐仏大使より内田外相宛電報、外務省記録34250-26-2「英国禁制品仮綴六」所収（以下、「仮綴六」と略記）。
- (49) 一九一九年六月一日付内田外相より永井臨時代理大使宛電報、「莫大小問題」所収。
- (50) 戸田海市「英国の貿易策に対する我莫大小業の不安」、『大阪朝日新聞』一九一九年六月一五・一七・一八・一九日付。
- (51) 一九一九年六月一六日付林市蔵大阪府知事より内務省警保局長・農商務省商工局長・外務省通商局長宛高親第二五三四号「全国莫大小業者大会開催ニ関スル件」、「莫大小問題」所収。
- (52) 一九一九年六月一九日付全国商業會議所連合会会長藤山雷
- (53) 太より内田外相宛「英国莫大小輸入禁止解除ニ関スル決議」、「莫大小問題」所収。
- (54) 一九一九年七月二一日付幣原外務次官より犬塚農商務次官宛通機密送第一六二号「英国輸入禁止ニ関スル件」、「莫大小問題」所収。
- (55) 一九一九年八月二〇日付矢田在ロンドン総領事より内田外相宛電報、「仮綴六」所収。
- (56) 一九一九年八月二九日付林大阪府知事より床次内相・山本農商務相・内田外相宛高親第五四五九号「对英莫大小解禁ニ関スル件」、「莫大小問題」所収。
- (57) 前掲『大阪朝日新聞』一九一九年六月一七日付。
- (付記) 本稿は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(C)「戦間期『新自由主義』の政治史的展開に関する日独比較」(平成二二〜二四年度、研究代表者・瀧口剛大阪大学法学研究科教授)による研究成果の一部である。